

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（職員健康支援課）

一 趣旨

恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは執行猶予期間中恩給を停止しないこととするための改正

二 内容

三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、刑の執行を猶予されなかった部分の期間の恩給を停止し、猶予された部分の期間の恩給は支給する。

三 施行期日

刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日